

<富山> 魚津労働基準監督署からの早月発電所における 水路点検中の滑落災害に関する是正勧告について

平成23年1月31日
北陸電力株式会社

当社は、本日（1月31日）、魚津労働基準監督署より、早月川電力株式会社早月発電所¹における水路点検作業中の滑落災害に関する是正勧告を受けましたので、お知らせいたします。

当社は、早月川電力株式会社との契約に基づき、早月発電所の運転・保守・工事を実施しており、昨年12月20日、当該発電所の水路の点検作業において、当社従業員の滑落災害が発生しました。

今回の是正勧告は、その作業において滑落防止のための安全対策が不備であったとして、労働安全衛生法第21条第2項²および労働安全衛生規則第519条第1項³に関して受けたものです。

当社は、これまでも作業の安全確保に留意してまいりましたが、今回の勧告を真摯に受け止め、危険箇所への立入りを防ぐ区画ネット設置等の安全対策により再発防止を徹底し、今後より一層、作業の安全確保に努めてまいります。

以上

1 早月発電所

農業用水を利用した出力6,000 kWの水力発電所（滑川市大浦）

2 労働安全衛生法 第21条第2項

事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 労働安全衛生規則 第519条第1項

事業者は、高さが2 m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。